

堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針 概要版（案）

第1章 基本方針策定の背景

（1）本市の人口推計

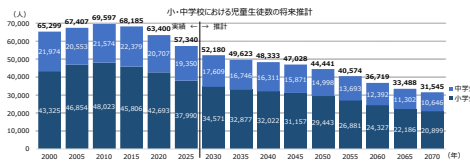
○本市の総人口は、2012年6月の84万2,988人をピークに減少が続いており、2045年には70万人を下回ると推計されている。



※「堺市基本計画2030」から引用。ただし、2025年の数値は、国が令和8年9月29日に公表した、令和7年国勢調査に係る堺市の人口等基本集計結果（権報値）に置き換えている。

（2）児童生徒数の推計

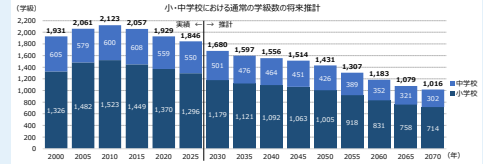
- 児童生徒数は減少傾向であり、将来推計においても減少が続く見込みである。
- 2030年には児童数は35,000人、生徒数は18,000人を、2045年には児童数は32,000人、生徒数は16,000人を下回る見込みである。



※各年5月1日現在（中学校夜間学級を除く）。なお、2005年に旧美原町と合併している。2030年以降の児童生徒数は、「堺市基本計画2030」における将来推計人口をもとに試算している。

（3）学級数の推計

- 2030年には小学校は1,200学級を下回り、中学校は約500学級となる見込みである。
- また、2045年には小学校は1,100学級を下回り、中学校は約450学級となる見込みである。



※各年5月1日現在（中学校夜間学級を除く）。なお、2005年に旧美原町と合併している。2030年以降の学級数は、「堺市基本計画2030」における将来推計人口をもとに試算している。

（4）国の動向

- 文部科学省は、平成27年に手引を策定し、学校規模及び配置の適正化の基本的な考え方を示した。
- 「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関して令和7年に調査研究協力者会議が設置され、児童生徒の教育条件の改善の観点から学校規模及び配置の適正化の検討の中心であること等、基本的な考え方が示された。
- 調査研究協力者会議のまとめを基に、令和8年8月に、平成27年手引の改訂が行われた。

（5）本市の取組

再編年度	再編校の校名	再編前のそれぞれの学校の校名
平成17年度	はるみ小学校	晴美台小学校・晴美台東小学校
平成19年度	新湊小学校	湊小学校・湊西小学校
平成25年度	泉北高倉小学校	高倉台小学校・高倉山西小学校
平成30年度	原山ひかり小学校	原山台小学校・原山台東小学校

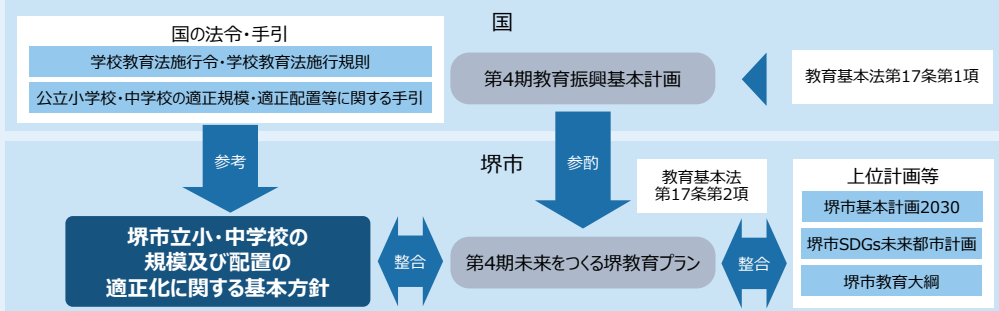
第2章 基本方針の策定の目的と位置づけ

（1）基本方針策定の目的

- 学校規模及び配置の適正化の当事者である児童生徒、保護者、地域住民等と学校を取り巻く現状や将来見通しを共有し、今後の取組の方向性について共通理解を図る。
- すべての児童生徒がより良い教育環境の中で学び、成長するための基盤の整備に資することを目的とする。

（2）基本方針の位置づけ

- 「第4期未来をつくる堺教育プラン」における基本的方向性及び基本施策の実現に資するものとして、本市における学校規模及び配置の適正化に関する基本的な事項を定める。



第3章 学校規模

（1）学校の規模別学校数の推計

- 法令や文部科学省の手引において標準的な学校規模とされる12～18学級を下回る11学級以下の学校が増加している。
- 一方で、19学級以上の学校もみられ、学校規模の差が生じている。

（2）学校規模適正化の観点

- 文部科学省の手引では、学校規模に応じて、次の特徴が示されている。（それぞれの特徴は、文部科学省の手引から引用）

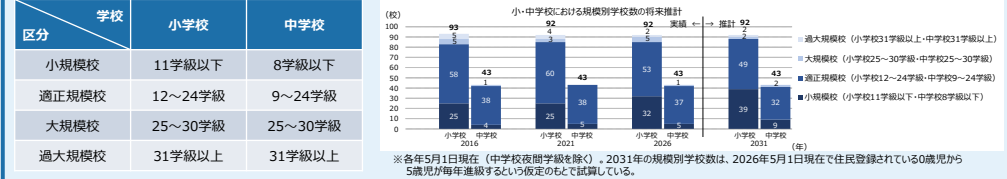
小規模の学校の特徴	・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。 ・クラス同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める教育活動ができない。
大規模の学校の特徴	・学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ・集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。

- 過去の学校規模の適正化（統合）の事例における児童生徒への直接的な効果として、おおむね以下の事項が文部科学省へ報告されており、文部科学省の手引でも紹介されている。

過去の学校規模の適正化（統合）の事例における効果（文部科学省への報告事例）	・良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった。 ・以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った。
○次の観点から学校規模の適正化を進める。	
教育環境の充実	児童生徒が多様な考え方に触れ、豊かな人間関係の中で活力ある教育活動を展開できる学校規模とする。
指導体制の充実	学校運営上、望ましい教職員体制の構築が可能な学校規模とする。
適切な学校運営	組織的かつ効果的な学校運営を行うことができる学校規模とする。

（3）適正規模の範囲

- 法令や文部科学省の手引の考え方を踏まえ、教育効果や教育指導体制の充実、学校運営の効率性、学校施設・設備の活用等を総合的に勘案し、「適正規模校」等の区分を設定する。
- 今後、小学校を中心に小規模校の増加が見込まれることから、学校規模別学校数を把握し、将来を見据えた教育環境の充実に向けて検討を進める必要がある。



第4章 学校配置

（1）基本的な考え方

- 通学距離や通学時間に伴う児童生徒の身体的・心理的負担の軽減や、安全な通学環境の確保を重要な視点として学校配置を検討する。
- 教育上の観点に加え、地域との関係性や地域コミュニティの活性化にも配慮し、総合的に判断する。

（2）通学距離及び時間の基準

- 文部科学省の手引を踏まえ、通学距離は、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内を目安とする。ただし、地形や道路状況、公共交通機関の利便性、通学路の入り交り交通量等の地域特性を十分考慮する。
- 通学時間は、おおむね1時間以内となるよう配慮し、児童生徒の通学に伴う負担の軽減に努める。

（3）通学区域（地域）との関係

- 通学区域の見直しは、これまでの経緯や地域の実情を踏まえ、児童生徒数の動向や学校規模及び配置のバランス等に配慮し、全体的な視点から総合的に検討する。
- 保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に最優先に、地域とのつながりにも配慮した持続可能な学校配置の実現をめざす。

第5章 めざす姿

- 学校は、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、互いに認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めること等を通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付ける重要な場である。そのため、教育を十分に実施するためには、一定規模の児童生徒集団の確保等が望ましいと考えられる。
- 本市がめざす「それぞれの世界へはばたか“堺っ子”」の育成のため、児童生徒が自ら学び続け、他者と協働しながら、学んだことを自分の人生や社会で生かすことでの幅広い力を身に付けられるよう、より良い教育環境の充実に取り組む必要がある。
- 本市が実施する小・中学校の公教育では、居住する地域にかかわらず、すべての児童生徒に等しい学習機会を保障し、教育の公平性を確保することが重要である。
- 学校規模及び配置の適正化は、単に学校規模等の見直しが目的でなく、すべての児童生徒がより良い教育環境の中で学び、成長するための基盤を整備する重要な一環かつ喫緊の取組である。一定の児童生徒数や学級数を将来にわたって確保し、多様な学びや人との出会いが生まれる教育環境の実現をめざす。

堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針 概要版（案）



第6章 学校規模及び配置の適正化の方策

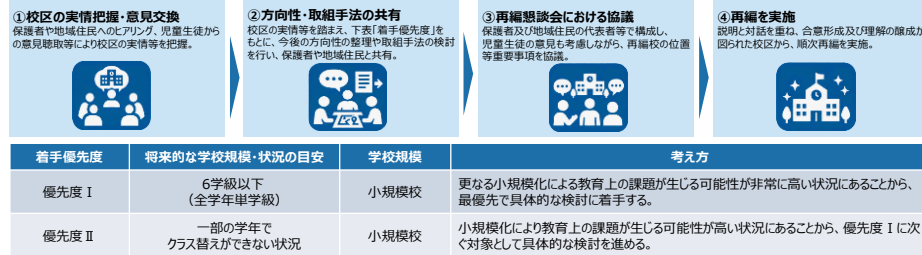
（1）取組の基本的な考え方

- 6学級以下（全学年単学級）の学校をはじめ、11学級以下でクラス替えができない学年がある学校や、今後更なる小規模化が見込まれる学校が増加していることを踏まえ、学校規模及び配置の適正化の取組は、小学校を優先的に進めるとを基本とする。
- 中学校は、小学校と連動して全体像を描きながら進める必要があるため、小学校の取組と整合性を図りながら進める。
- 学校規模が小さいほど、児童生徒同士の多様な関わりや学校運営等に影響が生じやすいことを踏まえ、学校規模（支援学級を除く学級数）を基本指標として優先度を設定する。

（2）取組手法

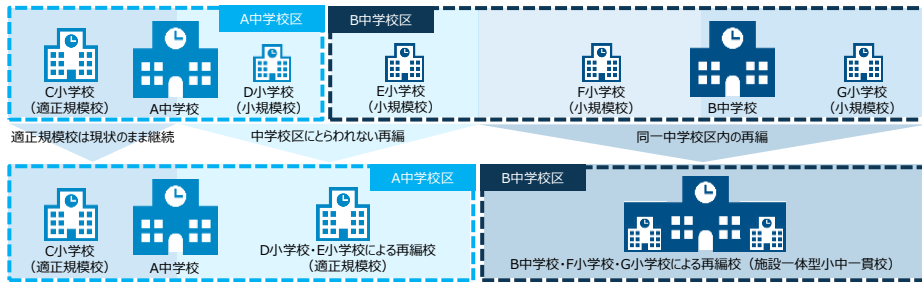
- 小規模校については、教育上の課題や校区の実情等を踏まえた上で再編を基本的な手法とする。
- 校区の状況や将来的な見直しによっては、施設一体型小中一貫校や義務教育学校等の小中一貫教育の導入、特認校制度の活用等、多様な手法を比較検討し、それぞれの学校や地域にとって最適な手法を選択する。
- 大規模校については、教育活動や学校運営への影響を踏まえ、まずは施設整備等による対応を基本とする。なお、施設整備等による対応のみでは課題の解消が困難な場合は、通学区域の見直しも視野に入れて検討する。
- 再編の取組の流れの一例として、保護者や地域住民へのヒアリング等により、校区の実情把握や意見交換を行い、今後の方向性の整理や取組手法の検討内容を保護者や地域住民と共有する。なお、共有の対象となる学校は、学校規模、教育上の課題への対応状況、通学条件、校区特性及び将来見直し等を踏まえ、継続して小規模の状況が見込まれる学校とする。
- 再編の位置、開校時期、校名、通学の安全確保等の重要事項について協議するため、保護者代表、地域住民代表、学校教職員等で構成する「再編懇談会」を設置する。

取組の流れ（例）

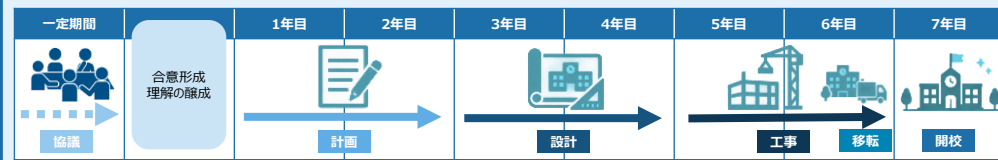


※中学校の規模適正化も、小学校における優先度に準じて取り組む。
※大規模校については、教育活動や学校運営に関するデータを収集・分析し、その結果を踏まえた必要の対応を検討する。現状の教育環境が適切に維持されている場合には、現行の体制を継続することも含めて判断する。

再編のイメージ（例）



- 上図「取組の流れ（例）」の「①校区の実情把握・意見交換」及び「②方向性・取組手法の共有」については、保護者や地域住民との丁寧な対話や意見の把握を重視することから、一律の期間の設定は行わない。
- 一方で、「③再編懇談会における協議」以降については、合意形成及び理解の醸成が図られた場合、必要な施設整備や開校準備等を計画的に進める。
- 想定スケジュールの一例として、校舎の新設を伴う再編の場合には、新校舎整備の計画、設計及び工事並びに移転準備等が必要となることから、再編の決定から新校舎での開校までおおむね6年間と見込む。ただし、具体的な期間は、再編の内容や施設整備の方法、校区の状況等に応じて異なる。



第7章 学校規模及び配置の適正化に係る留意事項

（1）児童生徒及び保護者の視点

- 学校は教育の拠点であることから、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に最優先とする。
- 学校間交流や情報提供等により、新たな環境へ円滑に移行できるように取り組む。
- 特に、児童生徒の心理的負担を軽減できるよう、必要に応じて関係部局と連携しながら支援体制の構築について検討する。



（2）地域の視点

- 地域の見守り活動や文化的活動等の継続性に与える影響を踏まえ、地域との連携を重視する。
- 学校が地域コミュニティの拠点として果たしている役割に十分配慮する。
- 学校規模及び配置の適正化に当たっては、保護者、地域及び学校との十分な協議を行い、理解と協力を得ながら進める。



（3）児童生徒の意見

- 学校規模及び配置の適正化は、児童生徒自身の学校生活や学習環境に直接関わる取組である。
- 検討段階に応じて児童生徒の意見を聴取し、より良い教育環境の充実につなげる。
- 意見聴取に際しては、年齢や発達段階を踏まえ、内容や時期方法について十分に検討する。



（4）安全・安心な通学路の確保

- 通学区域が変更となる場合は、通学距離や通学時間等の変化が生じるため、児童生徒の安全確保を最優先とする。
- 保護者、地域、学校及び関係機関と連携し、安全・安心な通学環境の確保に取り組む。
- 通学路の状況や通学環境の実態を踏まえ、必要に応じて通学支援策についても検討する。



（5）再編校の施設整備

- 再編校については、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に向け、必要な施設整備を行う。
- 既存施設の有効活用や長寿命化を踏まえ、効率的かつ効果的な整備を進める。
- 学校施設は地域防災の拠点としての役割も担っているため、その多面的な役割にも配慮しながら整備する。



（6）学校跡地の活用

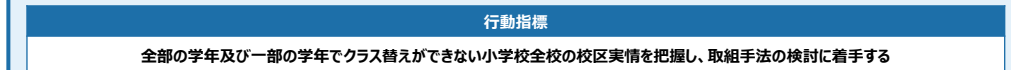
- 学校は地域活性化の拠点であることを踏まえ、市内関係部局と連携して、有効な活用方法を幅広く検討する。
- 検討に当たっては、市内利用を最優先に、本市の基本計画や他の主要な計画との連携や整合を図る。
- 学校規模及び配置の適正化の進捗に影響を与えないよう検討を進める。



第8章 基本方針の推進及び検証

（1）行動指標

- 学校規模・配置の適正化に取り組むに当たり、次のとおり行動指標を設定する。



※新たに一部の学年でクラス替えができない状況となった小学校は、当該年度中に着手する。

（2）基本方針の見直し

- 本方針は、策定後も社会情勢の変化等状況の変化に応じて継続的に検証し、必要に応じて見直しを行う。
- 具体的には、下表「基本方針PDCAサイクル」により、本方針に基づく取組を推進する。

